

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)施行令 の一部を改正する政令

(H28.11.30公布・施行)

背景

1. 必要性 <下水道コンセッション事業における料金の一体的徴収>

- 浜松市は、下水道のコンセッション事業(公共施設等運営事業)について、平成30年4月の事業開始を目指して準備中。事業開始後は、**コンセッション事業者(公共施設等運営権者)が利用料金を自らの収入として収受**することとなる。
- 利用者利便の観点から、市が事業開始後も引き続き上下水道の料金を一体的に徴収するため、**コンセッション事業者の委託を受けて市が利用料金を収受し、市の所有に属しない現金として保管**した上で、コンセッション事業者に送金する必要がある。

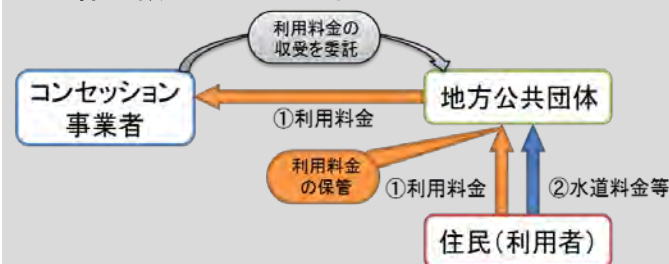
2. 課題 <地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止>

地方自治法は、法律又は政令の規定によるものを除き、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管を禁止**している。

3. 対応の方向性 <特例の措置>

料金の一体的徴収の必要性は、水道など他の分野のコンセッション事業においても想定されるため、下水道法体系ではなく、PFI法施行令を改正し、以下のとおり、**地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止の特例を設ける**。

<一体的徴収のスキーム図>



- ①コンセッション事業者の下水道利用料金(コンセッション事業分)
- ②地方公共団体の水道料金及び下水道使用料
(当該事業の対象外の業務分)

<浜松市の下水道コンセッション事業のスケジュール>

平成28年5月	募集要項等の公表
平成28年12月1日～	提案書類の受付
平成29年3月	優先交渉権者の選定
平成29年10月	運営権設定、実施契約の締結
平成30年4月	事業開始

政令案の概要

<地方公共団体による利用料金の収受>

地方公共団体は、コンセッション事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、料金の一体的徴収の必要があると認めるときは、**コンセッション事業者の委託を受けて、利用料金を収受することができる**こととする。

(施行期日) 公布の日(平成28年11月30日)

※ 浜松市のコンセッション事業者選定手続において、12月1日に受付が始まる事業者の提案書類に料金の徴収方法を記載しなければならないため、その前までに本政令を施行する必要がある。

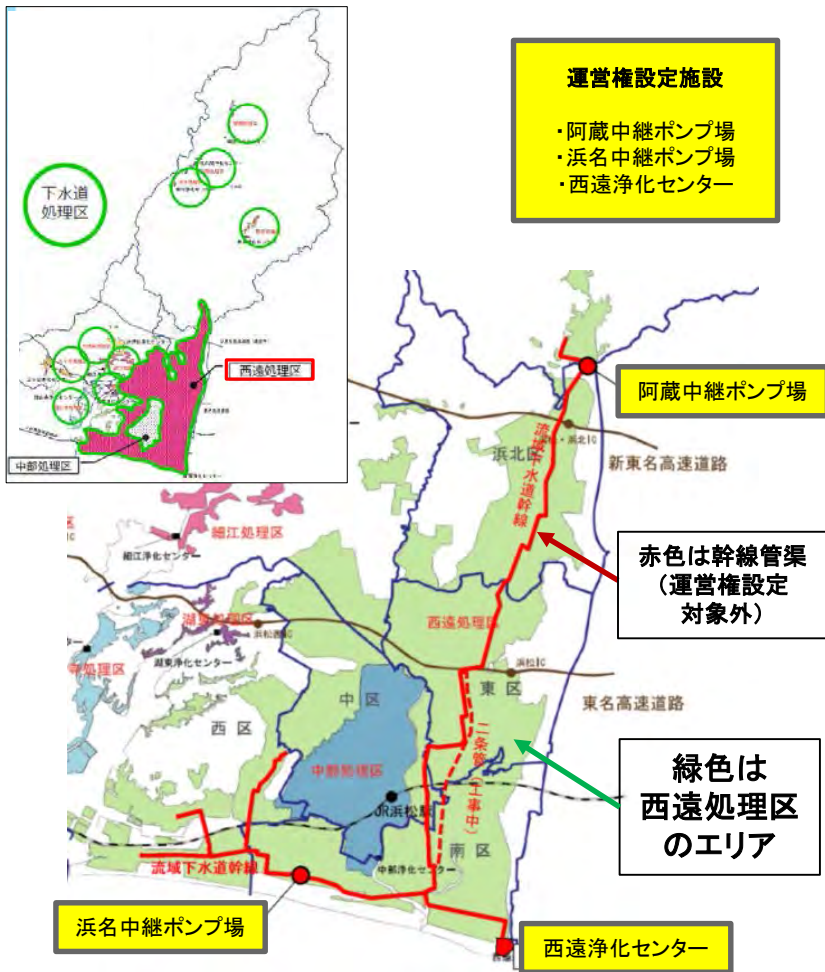
○コンセッション事業(公共施設等運営事業)

利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま民間事業者(コンセッション事業者)に当該施設の運営を委ね、当該事業者が利用料金を自らの収入として収受する事業。

○地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第2項

債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

浜松市下水道コンセッション事業の概要



<経緯>

- 浜松市と周辺の市町の合併に伴い、従来静岡県が管理していた西遠処理区の下水道施設が平成28年4月に浜松市に移管。
- 浜松市は、移管された施設について、維持管理・改築コストの削減、市職員の増加抑制が可能と見込まれることから、コンセッション方式の導入を決定。

<対象施設>

- 静岡県から移管された施設のうち、中継ポンプ場及び西遠浄化センター
(理由) 電気・機械設備の改築更新を含め、民間のノウハウや資金による事業の効率化が期待できるため

※静岡県から移管された施設のうち、幹線管渠は対象外

	静岡県からの移管前 (～H28.3)	移管後 (H28.4～H30.3)	運営権設定後 (H30.4～)
中継ポンプ場、 浄化センターの管理	静岡県	浜松市 (維持管理は包括的民間委託)	運営権者
幹線管渠の管理		浜松市	
末端管渠の管理	浜松市		